

ふりむ

2003年・12月
Vol.4



目次

セクシュアル・ハラスメントをなくすために	2・3
平成15年度男女平等参画推進胆振地域フォーラム	4
平成15年度「女性のための健康講座」を開催しました	5
女性センター第1期講座「男女共同参画講座」を開催しました	6
「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」の 専用相談電話を開設しました	6
【用語解説4】メディア・リテラシー	6
【データ】夫婦の姓	7
改正パートタイム労働指針のポイント	7
女性センター情報コーナー	8

「ふりーむ」

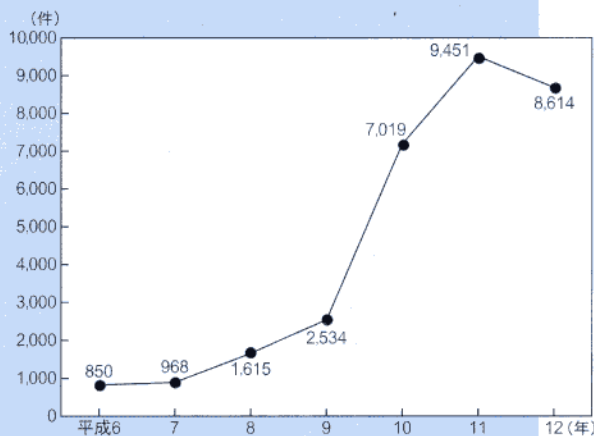
「ジェンダーフリー（社会的、文化的につくられた性差からの解放）」と「ドリーム（夢）」を組み合わせた言葉です。男女平等と豊かな夢のある社会を目指しています。

セクシュアル・ハラスメント

～セクシュアル・ハラスメントは人権侵害です～

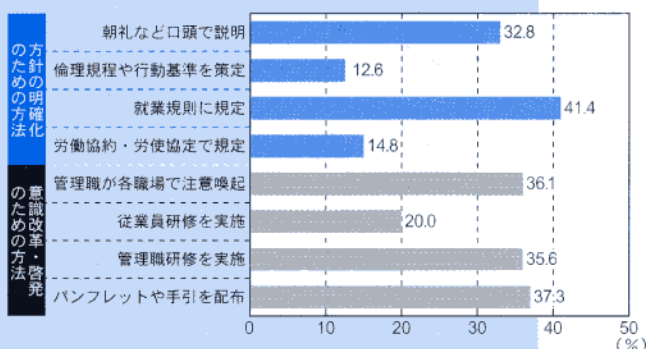
セクシュアル・ハラスメントは、「セクハラ」という略語ですっかり社会的に認知されるようになり、改正男女雇用機会均等法(1999年施行)においては、職場でのセクハラ防止のため、雇用管理上必要な配慮が事業主に義務づけられています。セクハラをなくし、男女が個人として尊重しあうことの大切さについて考えてみましょう。

〈図1〉
都道府県労働局雇用均等室に寄せられた
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料出所：厚生労働省調べ

〈図2〉
セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況



注：この調査は、平成11年度に、21世紀職業財団が労働省の委託を受けて行っているセクシュアル・ハラスメントの防止のための講習会に参加した企業に対し行ったアンケート調査である。方針の明確化のための方法については2,559社、意識改革・啓発のための方法については、1,791社を対象としている。

資料出所：(財)21世紀職業財団調べ

1 セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動を言います。たとえば、上司から性的な関係を要求された女性がそれを拒否したために、解雇、降格、減給、配置転換などの不利益を受けることを「対価型セクシュアル・ハラスメント」といいます。また、同僚から「彼女はふしだらだ」といったうわさを職場内で流される、たびたび身体に触れられる、しつこく食事に誘われるなど、その対象となった女性が職場環境が苦痛で出勤できなくなるという「環境型セクシュアル・ハラスメント」があります。

セクシュアル・ハラスメントについての認識はしだいに広まっており、性的関係の強要や身体に触るといった直接的行為だけでなく、働く環境を悪化させるような行為もセクハラであることは多くの人が知るようになりました。“どこまでがセクハラか”が問題視されることありますが、受ける側が不快であり、望んでいない性的行為はセクハラであり人権の侵害といえます。

2 セクシュアル・ハラスメントの実態

平成12年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクハラ相談件数は、〈図1〉のとおり8,614件で、前年に比べ減少していますが、そのうち、女性労働者からの相談は68.3%で前年より多くなっています。

男女雇用機会均等法の改正により、職場でのセクハラ防止のため雇用管理上の配慮が事業主に義務づけられました。企業を対象に行ったアンケートで「セクハラを許さないという方針の明確化と周知啓発をしているか」の質問に対して49%が実施していると答え、「相談・苦情受付窓口を設置しているか」では34.3%の企業が設置していると答えています。しかし、具体的な取り組みでは〈図2〉のとおり、方針の明確化のための方法として「就業規則に規定」している企業が41.4%と多いものの、書面によらず「朝礼などで口頭説明」のみの企業も32.8%となっています。また、意識改革・啓発のための方法としては、「パンフレットや手引きを配布」、「管理職が各職場で注意喚起」した企業は多いものの、従業員研修の実施は20%と少ないのが現状です。

さらに、相談・苦情受付窓口の設置方法については、人事労務担当が対応する企業が66.9%を占めていますが、担当者に女性を含めているケースは35.7%にとどまっています。



をなくすために

3 セクシュアル・ハラスメントはなぜおこるのか

職場においては、男の支配があたりまえという状況がまだまだ多く残っています。女性は「職場の花」などと言われるように、仕事上の対等なパートナーとしての能力ではなく、「女らしい気配り」を求めることが少なくありません。また、女性が補助職にいる場合が多く発言権がないことなどから、仕事の主従関係と男女関係がごっちゃになって、さまざまな場面で女性が「ノー」と言えない環境が作り出されています。

職場での優位性や指揮命令権限など、総じて男性が女性に対して有している「権力」が背景にあること、また、「男が上、女が下」という性差別意識や性別による固定的役割分担意識が、社会制度・慣行、人々の意識の中に根強く残っていることから、女性の人権に対する配慮が欠ける結果となり、セクハラを生み出す要因ともなっています。

4 セクシュアル・ハラスメントをなくすには

セクシュアル・ハラスメントは、女性の心身に深刻な被害をもたらし、働き続けることを困難にするものです。事業主は、セクハラ防止対策や苦情処理を行うと同時に、職場での男女平等の取り組みをきちんと進めることをセットでやっていくことが重要です。

また、セクハラを正しく捕らえていないために「何でもセクハラになるからうっかり話もできない」などと茶化し気味に話す人も見受けられます。女性と男性の間ではセクハラに対する意識に大きなギャップがあるのも事実。「それくらいのことで……」「女性の被害者意識が強すぎる」などと言われることもあります。性的な言動はもちろん、個人のプライバシーに関わることや本人が不快感を持つような言動は慎まなければなりません。

日頃のコミュニケーションが不足し思ったことが言えない雰囲気職場では、セクハラに対して「やめてほしい」とはなかなか言えないものです。良い人間関係を築くことや、何でも相談しあえる職場環境をつくるのが、セクハラを未然に防ぎ、はっきり「ノー」と言えることにもつながるのです。

改正男女雇用機会均等法(平成11年4月施行)

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第21条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針を定めるものとする。

相談はこちらへ

北海道労働局雇用均等室

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第1合同庁舎9階
電話 011-709-2715

苫小牧市女性センター

〒053-0021 北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階
電話 0144-32-3544

NO!! セクシュアルハラスメント

知らないうちにセクハラしていませんか？
相手がどのように感じるか考えてみましょう

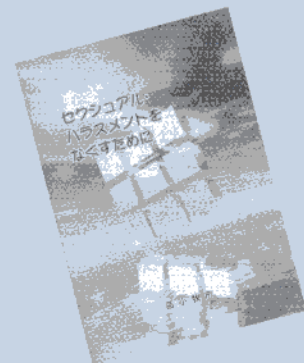
☆上司だけでなく同僚の男性まで私のことを「うちの女の子が……」と言います。侮辱された感じですが、何歳までそう呼ぶつもり？

☆「結婚はまだ？子どもを早くつくらないと……」って平気でプライバシーに踏み込んでくるのです。話題に気を使ってほしいです。

☆挨拶代わりにように、いつも周りの女の子の肩や背中を触るAさん。「やめてください」って抗議したら、やっと「セクハラか？」だって。

☆職場の昼休み中猥談で盛り上がっていたら、Bさんはすごく怒って不快感をあらわにするんだよー。Cさんなら軽く聞き流してくれるのに。

☆仕事の打ち合わせで意見を言ったら「女のくせに生意気だ！」と言われた。私は仕事上の対等なパートナーではないのですか？私は聞いているだけですか？



職場や家庭、地域で、冊子「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」(平成15年3月発行)を活用してください。ご希望の方は女性センターにお越しください。

平成15年度

男女平等参画推進胆振地域フォーラム

未来を担う子供たちが、性別により役割りや意識を固定化させず、個性や能力を十分に発揮できる環境を考えると、11月15日北海道胆振支庁と苫小牧市主催によるフォーラムを開催しました。

基調講演

私らしく、あなたらしく、育ちあおう ～男女共同参画時代の子育て・保育～



講師 池田 政子さん(山梨県立女子短期大学教授)

「男女平等参画の地域づくりを考えると、意識改革がとても重要です。やわらかい頭の子供たちを男女平等に育つようにしつけることなど、保育、家庭教育、学校教育がとても大事です。「男の子だから、女の子だから」ではなく、それぞれみんな違う個性を尊重した育て方が必要です。そして、自分で考えて自分で選ぶ＝自己決定力をつけるトレーニングやチャンスを持たせること、自分は自分のことが好き＝自己肯定感を持てるような育て方をしたいものです。そのためには、周囲の大人みんなが意識を変えようではありませんか。

「男の子は泣いちゃだめ!」「赤いチェックのタオル落とした女の子は誰?」「ピンクのクレヨン女の子の使うもの?」など、子供自身、子供同士、親、周囲の大人が男の子はこう、女の子はこう、と縛りあっている事例、決め付けている事例を出しながら、男女共同参画時代の子育てについてお話させていただきました。

全体交流会

トーク・トーク

市内の保育士さん6人の出演による寸劇が行われました。さまざまな場面の演技に会場の皆さんは大きくうなずいたり、笑ったり。会場から意見を出してもらいせりふを変えて演技をやり直すなど、みんなで“チェック”していました。



子育て通信の発行や子育て支援ホームページ「ココキチねっと」主宰で白老町在住の中谷通恵さんは、お父さんの子育ても支援したいと、父親になったばかりで不安や悩みを持つお父さんたちの協力を得て、父親の子育てハンドブック「ラブラブパパ(0歳～2歳編)」を発行しました。

寸劇:「ワリカン」

(チャイルドルームまみい作成台本から)

男 「赤ワインサイコーだったね」
 女 「うん、おいしかった」
 ボーイ 「お会計、2万円です」
 男 「(心のつぶやき)まさか女の子に半分出してくれなんて言えないし……。男のおれが払わなきゃな」
 女 「(心のつぶやき)私、払わなくていいのかしら? 女の私は払わなくていいわよね」



～さて!! 皆さんはどう思いますか?～

寸劇:「男の子らしく、女の子らしくってなに?」

幹雄 「エーン、理恵子ちゃんがたたいた!」
 保育士 「理恵子ちゃん、乱暴しちゃだめよ。どうしてけんかになったの?」
 幹雄 「僕がキティちゃんの本見てたらとろうとして……たたいたの!」
 保育士 「幹雄ちゃんは男の子なんだからウルトラマンコスモスの方がおもしろいよ。男の子が泣いたら笑われちゃうでしょ」
 理恵子 「べー!」
 保育士 「理恵子ちゃん、女の子は乱暴しないの。おてんばな女の子はきられるんだから」



寸劇:「おかわり」(チャイルドルームまみい作成台本から)

《祖父母の家》
 幹雄 「わーい焼肉だ。いただきまーす。おばあちゃんお水持ってきて! おばあちゃんおかわり!」
 祖母 「はいはい、幹雄は跡取り息子なんだから、たくさん食べて大きくなってね」
 祖父 「おい、お茶……おい、ご飯」
 祖母 「はいはい、おじいちゃん、熱いですよ」
 ※おばあちゃんは立ってばかりで食事をするひまがありません。
 《幹雄の家》
 幹雄 「ママ、ジュースおかわりちょうだい」
 母 「自分で持っといで」
 幹雄 「面倒くさいよ。ママのケチ! じゃ、パパ持ってきてください」
 父 「パパも食事中なんだから、自分で持っといで」
 幹雄 「(心のつぶやき)チェッ、おばあちゃんなら持ってきてくれるのに」



平成15年度 「女性のための健康講座」を開催しました

女性センターでは、女性が健康で生き生きと暮らすため、健康保持・増進、病気予防に必要な知識を身につけてもらう「女性のための健康講座」を開催しました。今後もさまざまな内容で開催します。

6月11日(水) 14:00~16:00

テーマ「心と身体の健康」

【講師】北海道メンタルケアセンター所長 慈性 隆義さん

ストレスの多い社会で心の病にならないための対処法や心と身体の密接な関係について学びました。気力と体力は、20代をピークに30歳を過ぎて下降していき、若いころと同じように頑張ろうとすると、ストレスがたまりやすくなります。中高年期、老年期は定年や病気などを期に心の病になりがちです。くよくよしないで物事をプラス志向に考えること、好きなことをして気分転換すること、山あり谷あり、浮き沈みのあるのが人生、あるがままに生きることと、アドバイスがありました。



参加者の声

- 精神科と聞くと、何か特別な人がかかるものと思っていたが、受講してイメージが変わった。心の健康のバランスをくずしそうになったら、早めに受診したい。
- 誰にでもおこりうる心の痛みも、一人で悩まずにいられる病院が苦小牧にもできて心強い。話しを聞いて、気持ちが楽になった。
- 話しが大変分かりやすく、ちょうど更年期も重なり、調子が悪かったので、しっかり聞かせもらった。先生のおっしゃることが全部自分のことのように、これからの生き方の参考しようと思う。
- 身近な事なので、自分なりにこれからの生活面において気をつけていきたいと思う。

9月29日(月) 14:00~16:00

テーマ「更年期なんかこわくない」

【講師】苫小牧市健康管理課副主幹 棒手 由美子さん

更年期と女性のからだについて学び、更年期を楽しく上手に乗り切る方法を指導していただきました。自らの体験を含めながら更年期に現れる多様な症状を詳しく説明し、つらい症状のときは医療機関の門をたたくこと、上手く乗り切るにはバランスのよい食事・運動習慣を身につけることを勧めていました。女性のからだについて、月経や妊娠のメカニズムなど知るチャンスが実際に少ないのが現状。受講者は、更年期に入るとどんなからだの変化に向かっていくか、どんな対処をすべきかを熱心に聞き入っていました。



- 女性の体の仕組みを初めて詳しく知ることができ、とても参考になった。
- 人生の一時期との思いをいつも持っていたが、話しを聞き、仲間がたくさんいる、自分だけではない、と意識を強く持った。これからどう過ごすのか、心の持ち方を変えて素敵な人生を送りたい。
- 老化と更年期は誰にでも来ることがわかった。元気で歳を重ねたいので、今日の話しを家庭でも生かしたい。

出前講座紹介

健康管理課では、「更年期の女性のからだ」をテーマにグループ学習のための出前講座を行っています。どうぞご相談ください。

健康管理課 32-6410

女性センター第 I 期講座

「男女共同参画講座」を開催しました

男女共同参画社会実現のために必要な知識をいろいろな角度から学ぶことを目的に「男女共同参画講座」を開催しています。

【1回目】 5月26日(月) 10:00~12:00
テーマ「ジェンダーフリーな社会を目指して」

進行/女性政策課職員

ジェンダーってなに?~自分らしさの発見~のビデオをみたあと、グループワークで自分の体験や意見を出し合い、学校や家庭、社会でのいろいろな場面のジェンダーについての問題点を話し合いました。



【2回目】 6月23日(月) 10:00~12:00
テーマ「みんなで子育て」

【講師】「ココキチねっと」主宰 中谷 通恵さん

子育て通信発行など、これまでの子育て支援活動についてお話いただきました。子どもが愛される社会、子どもが一人の人間として自立していくことができる社会、そしてみんなで子育てすることについて考えました。



【3回目】 7月14日(月) 10:00~12:00
テーマ「高齢者福祉と介護の実態について」

【講師】老人福祉施設「樽前慈光園」施設長 三隅 雅彦さん

介護保険制度のしくみや要介護認定の現状、老人福祉施設に関することについて、たくさんのデータをもとに説明していただき、要介護者への適切な福祉サービス、介護者の負担軽減など身近な問題として考えました。



「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」の専用相談電話を開設しました



苫小牧市児童家庭課では、児童虐待や女性に対する暴力(DV)の防止と被害者を支援するため、専用の相談電話を平成15年7月7日から開設しています。ひとりで悩まずに相談してください。また、通報もお寄せください。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」専用ダイヤル

(0144) 32-7400

【開設時間】 平日の午前8時45分から午後5時15分まで

※夜間・休日等の緊急連絡先は、市役所(0144)32-6111です。

「女性に対する暴力(DV)」について上記のほかの相談先

- 道立女性相談援助センター
(配偶者暴力相談支援センター) **011-666-9955**
- 胆振支庁環境生活課
(配偶者暴力相談支援センター) **0143-22-5286**
- 苫小牧警察署 **0144-35-0110**
- ネット・マサカーネ・いぶり
(民間シェルター) **0143-23-4443**

ひとりで悩まずに
相談してください!

【用語解説4】 メディア・リテラシー

メディア・リテラシーとは、情報を読み解く力という意味です。

現代社会は、膨大な量の情報がメディアを通して届けられます。

メディアは出来事を伝えるだけでなく、伝える情報が人々の知識や意識改革にもなり、影響力は絶大です。メディアが情報を発信するときは、必ず構成をして伝えています。メディアの意図や情報源を確認し、その真実性や価値を判断する力が必要となります。男女共同参画社会を目指すうえで、メディアをジェンダー(社会的、文化的につくられた性差)の視点で捉え、表現が適切かどうか読み解くことが必要です。

データ... Data

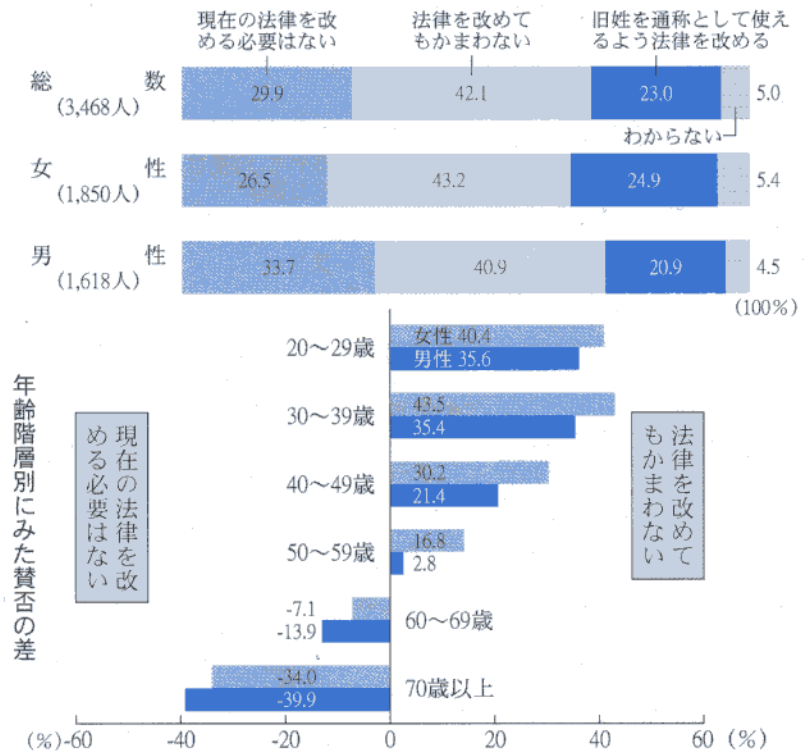
夫婦の姓

夫の姓を名乗るのは当然のこと?

夫婦の姓は、民法750条で「夫または妻の姓を称する」と定められています。法律上は夫と妻のどちらの姓を選んでもよいのですが、現実には97%のカップルが夫の姓を選択しています。

選択的夫婦別姓の法律改正の賛否については、改めてもかまわないとする者の割合は、昭和62年に13.0%であったものが、平成13年には42.1%まで増加し、意識の変化がみられます。性別よりも年齢による意見の相違が大きく、60歳以上では現状維持が多くなっています。

選択的夫婦別氏制度に対する考え方



(注) 「法律を改めてもかまわない」とする者の割合から「現在の法律を改める必要はない」とする者の割合を引いたもの。
資料: 内閣府大臣官房政府広報室「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」(平成13年5月)

改正 パートタイム労働指針のポイント

パートタイム労働指針は、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保と雇用管理の改善に関して、事業主が講じなければならない措置を定めたものです。平成15年8月、パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇の考え方が具体的に示されるとともに、事業主が講ずるべき措置が追加されました。

1 パートタイム労働者の雇用管理の改善などのための措置を講ずるに当たっての基本的な考え方は、パートタイム労働者について、労働者保護法令を守るとともに、就業の実態、正社員との均衡などを考慮して処遇するというものです。
中でも正社員と職務が同じパートタイム労働者については、正社員との均衡を考慮するに当たっては、次の①、②のような考え方を踏まえてください。(指針第2)

パートタイム労働者にも労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法などの労働者保護法令は適用されています。事業主は、パートタイム労働者についても、これらの労働者保護法令を守ってください。

また、「就業の実態、正社員との均衡などを考慮して処遇」とは、パートタイム労働者の業務の内容、配置転換の有無、契約期間、勤続年数、経験、職業能力などを個別に判断するのではなく、これらの就業の実態を総合的に勘案し、パートタイム労働者と正社員とを比較したときのバランスを考慮して処遇することをいいます。中でも、正社員と職務が同じパートタイム労働者については、次の考え方を踏まえてください。

◆正社員と職務が同じパートタイム労働者についての「正社員との均衡」の考え方

①人材活用の仕組みや運用などが正社員と実質的に異なるパートタイム労働者

パートタイム労働者と正社員との間の処遇の決定方法を合わせる(同一の処遇決定方式)などの措置を講じた上で、意欲、能力、経験、成果などに応じて処遇することにより、正社員との均衡の確保を図るように努める。

②人材活用の仕組みや運用などが正社員と異なるパートタイム労働者

パートタイム労働者の意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇についての措置などを講ずることによって、正社員と処遇の均衡を図るように努める。

2 パートタイム労働者から正社員へ転換するための条件の整備に努めてください。

パートタイム労働者が正社員への転換を希望し、パートタイム労働者と事業主のニーズが合致する場合には、事業主の実情に即して正社員へ転換することが可能となるような条件の整備等に努めてください。

3 パートタイム労働者の職務の内容、意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇についての措置を講ずるように努めてください。(指針第3の3)

パートタイム労働者の賃金を単一の時給にするのではなく、職務の内容、意欲、能力、経験、成果などに応じて、例えば、これらを踏まえた賃金水準の見直し、昇給・昇格制度や成績による考課制度の整備、職務手当・役職手当・成果手当の支給などの措置を講ずるように努めてください。なお、意欲、能力、経験、成果などのうち、どの要素に基づいて判断するかは各企業の実情に応じて決められるべきものですが、総合的・客観的な判断がなされるべきものです。

4 労使の話し合いを促進する①~③の措置を実施するように努めてください。

①パートタイム労働者から、雇入れた後、本人の処遇について説明を求められたときは、説明するように努める。

②パートタイム労働者の雇用管理の改善などの措置を講じるときは、パートタイム労働者の意見を聴く機会を設けるための適当な方法を工夫するように努める。

③パートタイム労働者から処遇について苦情の申出を受けたときは、事業所内の苦情処理の仕組みを活用するなどして、自主的な解決を図るように努める。

女性センター情報コーナー

女性センター講座

●木目込みひな人形講座

開講日時	講師	内容
平成16年 2/16(月)~18日(水) 10:00~12:00	佐藤 暁子	木目込みひな人形(雄びな、雌びな)を作ります

詳しくは広報とまこまい2月1日号をご覧ください

●春の和菓子講座A・B

開講日時	講師	内容
平成16年2/24(火) A: 9:30~12:00 B: 18:00~20:30	みうら ちはる	草もち、浮島など3品を作ります

詳しくは広報とまこまい2月1日号をご覧ください

●女性のエンパワーメント講座(3回コース)

~アサーティブネス(自己表現)を体験しよう~

【講師】トークCAREセンター主宰 小野寺のみ子

回	開講日時	内容
1	平成16年2/17(火) 18:30~20:30	"まず、自分自身を認識しよう"
2	平成16年2/24(火) 18:30~20:30	アサーティブネス・トレーニング
3	平成16年3/2(火) 18:30~20:30	自分自身を好きになる自己自慢の練習

詳しくは広報とまこまい2月1日号をご覧ください

●パソコンの基礎講座

開講日時	講師	内容
平成16年3/5~26日 月・水・金曜日の10回 10:00~12:00	太田 晴美	初めての方を対象に、文章入力や表計算の基本を学びます。インターネットにも挑戦します

詳しくは広報とまこまい2月1日号をご覧ください

●パソコン講座(エクセル)

開講日時	講師	内容
平成16年3/5~26日 月・水・金曜日の10回 18:30~20:30	太田 晴美	文章入力のできる方を対象に、表・関数・グラフなどの入力を学びます

詳しくは広報とまこまい2月1日号をご覧ください

女性センター利用案内

■所在地
苫小牧市若草町3丁目3番8号 ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)内
■TEL: 32-3544

■開館時間 9:00~21:00 ■休館日 年末年始(12/31~1/5)

■利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、学習グループなど

■利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

■受付時間 月~金曜日の8:45~17:15(祝日・年末年始を除く)

■料金表

使用料の区分	午前	午後	夜間	1日
	9時~12時	13時~17時	18時~21時	9時~21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
1/2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び冬期間暖房料がかかります。
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。

図書資料室は
どなたでも
自由にご利用ください
〈月~金曜日〉
9:00~17:00
(祝日・年末年始除く)



■発行日:平成15年12月 ■発行:苫小牧市

〔企画・編集〕市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号 ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階

TEL0144-32-3544 FAX 37-2223

Eメール:josei@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/

女性センターおすすめ

本&ビデオ

●図書●

こんなときどうする?

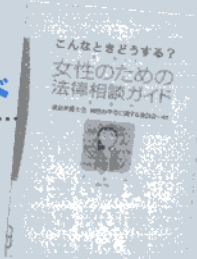
女性のための法律相談ガイド

東京弁護士会

両性の平等に関する

委員会編集/ぎょうせい

どこへ相談に行ったらいいの?
どうしたらいいの??

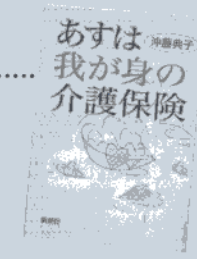


あすは我が身の介護保険

沖藤典子著/新潮社

7つの介護の実例を紹介!

利用のための最良の道案内!



子どもがいてもいなくても

~子どもを持つことは、女性にとって本当に必要か~

マデリン・ケイン著

新谷寿美香訳/ワニブックス

・子供を持たない生き方を選んだ女性たち

・望んでも、子供を持たなかった女性たち

・たまたま子供を持たないことになった女性たち

・子供を巡る幸せと不幸せ



●ビデオ●

地域こそって子育てを!(28分)

葉丸裕英が聞く樋口先生の育児支援ガイド

企画/内閣府男女共同参画局

仕事と子育ての両立支援として、子育てネットワークや職住近接のまちづくりなどの実例を紹介し、多様な保育の選択や地域で支えるしくみを説明しています。



女性センター図書資料室で貸出します。

■貸出時間:月~金曜日の9時~17時(祝日、年末年始除く)

■図書貸出:2冊まで・2週間

■ビデオ貸出:2本まで・1週間



編集後記

女性リーダー誕生で幕開けした2003年度の北海道。本市の女性・女性グループもとっても元気でさまざまな分野での活躍が聞こえてきます。男女共同参画推進や女性センター事業も、“元氣よく”進めたいと思っていますのでよろしく。

